

高齢者の医療保険制度が変わります

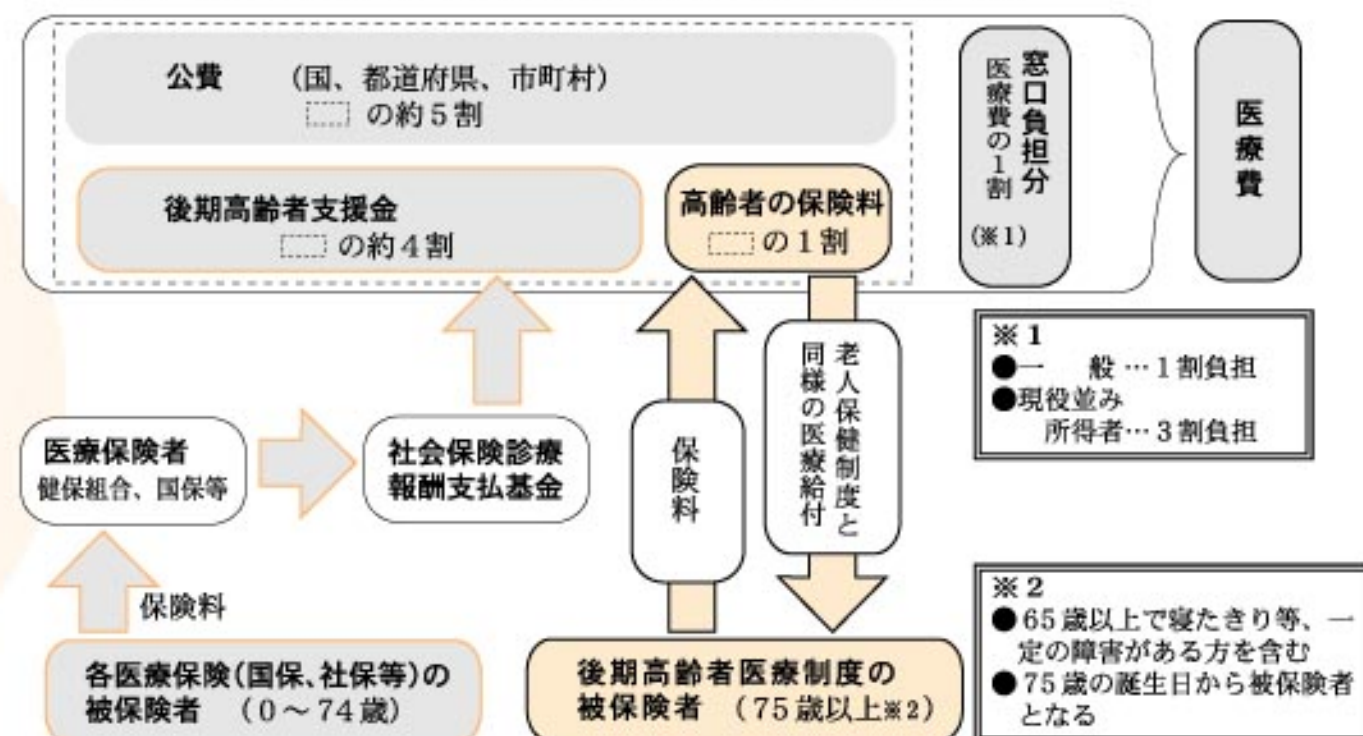
後期高齢者医療制度

75歳以上
一定の障害がある
方は65歳以上
のすべての
方へ

これまで75歳（一定の障害がある場合は65歳）以上の方は国民健康保険や健康組合などの医療制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けていました。平成20年4月からは新しく独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。この新しい制度を運営するのは、都道府県ごとに設置され、すべての市町村が加入する広域連合です。秋田県では、平成19年2月1日に秋田県後期高齢者医療広域連合が設置され、平成20年4月の制度開始に向けて準備を進めています。

制度の仕組み

後期高齢者の医療にかかる費用のうち、医療機関の窓口で支払う分を除いた、下図の部分を、公費（国、都道府県、市町村）が約5割、現役世代からの支援（後期高齢者支援金）が約4割、残りの1割を被保険者の保険料で負担します。



加入する人（被保険者）

- 75歳以上の方
 - 65歳以上で寝たきり等一定の障害がある方
- ※昭和8年4月1日以降生まれの方は、75歳の誕生日から被保険者となります。

75歳（一定の障害がある方は65歳）以上の方はすべて、後期高齢者医療制度の被保険者となります。国民健康保険の被保険者も、他の社会保険等の被保険者（子の扶養となっている方などを含む）もすべてが加入することとなります。

医療費の自己負担

医療機関の窓口で支払うことになるのは次のとおりです。

- 一般の場合…1割負担
- 現役並み所得者…3割負担（※）

※ 世帯内の被保険者の所得と収入により、以下の2つの条件すべてを満たす世帯が現役並み所得者と見なされます。

- ・課税所得が145万円以上
- ・収入が複数世帯で520万円以上、単身世帯で383万円以上

保険料の算出

保険料の年額は、被保険者の所得に応じた「所得割額」と被保険者すべてが等しく負担する「均等割額」の合計額（100円未満切り捨て、上限50万円）になります。所得割額は被保険者本人の所得金額等を基に計算されます。また、年度の途中から被保険者になる方は月割した額を納付することになります。

$$\text{一人あたりの保険料} = \text{均等割額 } 38,426 \text{ 円} + \text{所得割額 } \left(\frac{\text{所得金額 (基礎控除後)}}{\text{所得割率 } 7.12\%} \right)$$

※「均等割額」38,426円と「所得割率」7.12%は県内一律で、平成22年3月まで変わりません。年金所得のみの被保険者で、その収入金額が153万円以下の場合、所得割は課されません。

保険料の軽減

●被保険者の所得による「均等割」の軽減措置

軽減割合	軽減される世帯（世帯主と被保険者）の所得金額等の合計
7割軽減	33万円を超えない場合
5割軽減	{ 33万円 + (24.5万円 × 被保険者数 (被保険者である世帯主を除く)) } 以下の場合
2割軽減	{ 33万円 + (35万円 × 被保険者数) } 以下の場合

●他の社会保険等の被扶養者だった方への軽減措置

これまで自分で保険料を支払っていなかった、社会保険等（健保組合や船員保険、共済組合等）の被扶養者だった方は、後期高齢者医療制度の被保険者となった月から2年間、均等割額が5割軽減されます。

平成20年度は制度改正に対する緩和措置として、平成20年4月から9月までの6カ月間は保険料が課されず、10月から3月までの分として均等割額の20分の1（1,900円）を納付することになります。